

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会 会議日程

日 時 令和6年6月18日(火)
午前10時10分から
場 所 南知多町役場3階 大会議室

1. あいさつ

2. 出席者の紹介

【資料1】

3. 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会について

【資料2・3・4・5】

(1) 規約の一部改正について

(2) 委嘱状の交付について

(3) 協議会役員等について

① 会長について

南知多町長 石黒和彦

② 副会長について

区長連合会会長(日間賀島地区区長会長) 宮地 重之

③ 会計について

総務部長 大岩幹治

④ 監事について

社会福祉協議会会長 大森宏隆

⑤ 座長について

学識経験者 樋口恵一

4. 議 題

(1) 令和5年度決算について

【資料6】

(2) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の認定申請について

【資料7】

(3) 南知多町地域公共交通計画(案)の策定について

【資料8】

(4) 日間賀島ぐるりーバスについて

【資料9】

(5) その他

5. 報告事項

(1) 本年度スケジュールについて 【資料10】

(2) 海っ子バス町民感謝デーについて 【資料11】

(3) 海っ子バスの未来を考える会（タウンミーティング）について 【資料12】

6. その他

(1) 令和6年度予算について 【資料13】

(2) 令和5年度事業報告について 【資料14】

(3) その他

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会委員名簿

令和6年4月1日

(敬称略・順不同)

No.	区 分	役 職 名	委 員 名
1	(1) 住民又は利用者代表	社会福祉協議会会長(監事)	大森 宏隆
2		内海地区区長会長	竹内 文仙
3		豊浜地区区長会長	齋藤 徳三
4		師崎地区区長会長	黒田 吉生
5		篠島地区区長代表	福林 満幸
6		日間賀島地区区長代表(副会長)	宮地 重之
7		南知多町まちづくり協議会会長	二宮 達好
8		南知多町観光協会会長	鈴木 甚八
9	(2) 学識経験を有する者	学識経験者	樋口 恵一
10	(3) 町 議 会	南知多町議会議長(離島代表)	鈴木 浩二
11		南知多町議会副議長	片山 陽市
12		南知多町議会総務建設常任委員会委員長兼 地域公共交通対策特別委員会委員長	榎戸 陵友
13		南知多町議会総務建設常任委員会副委員長	山本 優作
14	(4) 自動車輸送事業者	レスクル(株)代表取締役	鶴田 誠
15	(5) 定期航路事業者	名鉄海上観光船(株)取締役総務部長兼運航営業部長	吉見 文宏
16	(6) 鉄道事業者	名古屋鉄道(株)地域連携部 交通サービス担当課長	高井 勇輔
17	(7) 愛知県バス協会 愛知県タクシー協会	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	小林 裕之
18		愛知県タクシー協会知多支部長 (名鉄知多タクシー(株))	藤田 和弘
19	(8) 運転手代表	レスクル(株)運転手代表	坂下 友太
20		名鉄知多タクシー労働組合執行委員長	大原 友則
21	(9) 全日本海員組合	全日本海員組合名古屋支部長	山原 始
22	(10) 国土交通省	国土交通省中部運輸局海事振興部旅客課長	服部 直人
23		国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	宮川 高彰
24	(12) 半田警察署	半田警察署交通課長	平岡 友幸
25	愛 知 県	愛知県都市交通局交通対策課担当課長	石屋 義道
26		愛知県総務局総務部市町村課地域振興室長	今井 繁樹
27		愛知県知多建設事務所維持管理課長	伴野 誠司
28	南知多町	南知多町長(会長)	石黒 和彦
29		総務部長(会計)	大岩 幹治
30		建設経済部長	田中 直之
31	(19) 町長が認める者	日間賀島観光協会会長	鈴木 安博
32	オブザーバー	美浜町地域戦略課長	下村 充功
33		内海高等学校校長	竹内 尊司
—	事務局	防災交通課長	石黒 俊光
—		防災交通課 副主幹	内田 健二
—		防災交通課 主任主査	滝本 恭史

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約（案）

（設 置）

第 1 条 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）に基づき、町内における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、また、より良い交通政策の策定及びその推進に資するため、さらに、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

（事務局）

第 2 条 協議会は、事務局を南知多町総務部防災交通課に置く。

（事 業）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域交通のあり方や交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた輸送サービスの範囲、形態及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 計画の協議及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 生活交通確保維持改善計画の協議及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組 織）

第 4 条 協議会は、会長 1 人、副会長 1 人及び委員をもって組織する。

（役 員）

第 5 条 協議会に会長、副会長、座長、会計及び監事を置く。

- 2 会長は町長をもって充て、副会長、座長、会計及び監事は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 5 座長は協議会の議長となる。
- 6 会計は、協議会の会計事務を行う。
- 7 監事は、協議会の監査事務を行う。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 住民又は利用者の代表者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 町議会議員の代表者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
 - (5) 一般旅客定期航路事業者の代表者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (8) 一般旅客航路事業者の船員が組織する団体の代表者
 - (9) 鉄道事業者の代表者
 - (10) 国土交通省中部運輸局海事振興部旅客課長
 - (11) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官
 - (12) 愛知県半田警察署交通課長
 - (13) 愛知県都市・交通局交通対策課担当課長
 - (14) 愛知県総務局総務部市町村課地域振興室長
 - (15) 愛知県知多建設事務所維持管理課長
 - (16) 南知多町長
 - (17) 南知多町総務部長
 - (18) 南知多町建設経済部長
 - (19) 前各号に掲げるもののほか、町長が協議会の運営上必要と認める者
- (任期)

第7条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(会 議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員の出席をもって開催する。ただし、委任状により代理者に権限を委任した場合には、当該代理者を出席委員とみなす。

3 協議会の議決方法は、全会一致を旨とし、全会一致が困難な状況において議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

5 協議会は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は平成20年12月19日から施行する。

この規約は平成21年 5月14日から施行する。

この規約は平成23年 4月28日から施行する。

この規約は平成24年 5月18日から施行する。

この規約は平成26年 5月30日から施行する。

この規約は平成27年 5月22日から施行する。

この規約は平成29年 5月31日から施行する。

この規約は令和 元年 5月21日から施行する。

この規約は令和 2年 5月19日から施行する。

この規約は令和 3年 6月 3日から施行する。

この規約は令和 5年 6月 23日から施行する。

この規約は令和 6年 6月 18日から施行する。

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約の改正新旧対照表【案】

新	旧
<p>(事務局) 第2条 協議会は、事務局を<u>南知多町総務部防災交通課</u>に置く。</p>	<p>(事務局) 第2条 協議会は、事務局を<u>南知多町総務部成長戦略室</u>に置く。</p>

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会財務規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）の財務に関する必要な事項を定めるものとする。

(予 算)

第2条 協議会の予算は、南知多町からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに南知多町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し協議会に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条の第4項の規定を準用する。

(予算の流用)

第4条 会長は協議会の運営及び事業の遂行上やむを得ないと判断したときは、歳出予算を流用することができる。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

第6条 協議会の出納員は規約第5条第4項の規定に基づき、会長から指名を受けた会計とする。

2 協議会の会計は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出に関する簿冊)

第7条 協議会の会計は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 収入調書

(3) 支出負担行為決議書

(4) 支出調書

(5) 予算流用調書

(決算書)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の承認を得るにあたっては、規約第5条7項の規定に基づき、会長が指名した監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに南知多町長に送付しなければならない。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は平成21年2月9日から施行する。

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会事務処理規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約第10条の規定に基づき、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

（事務局）

第2条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局長は、南知多町の防災交通課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、南知多町の防災交通課職員をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

（文書の取扱い）

第4条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、南知多町文書取扱規程（平成16年南知多町訓令第2号）の例による。

（専決事項）

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数、及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、南知多町公印規程（昭和45年南知多町訓令第1号）の例による。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成21年2月9日から施行する。

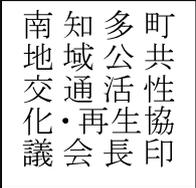
この規程は平成24年5月18日から施行する。

この規定は令和3年6月3日から施行する。

この規定は令和5年6月23日から施行する。

この規定は令和6年6月18日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	寸 法 (mm)	用 途	個 数	管理者
南知多町地域公共 交通活性化・再生 協議会長印		21×21	一般文書用	1	事務局長

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会事務処理規程の改正新旧対照表【案】

新	旧
<p>((事務局)</p> <p>第2条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局長は、南知多町の<u>防災交通課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、南知多町の<u>防災交通課職員</u>をもって充てる。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第2条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局長は、南知多町の<u>成長戦略室長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、南知多町の<u>成長戦略室職員</u>をもって充てる。</p>

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会の事業に関する協定書

南知多町と南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）とは、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地域公共交通確保維持改善事業を円滑に実施するため、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約（以下「規約」という。）第3条に規定する事業の業務委託について定める。

（協定事項）

第2条 南知多町は、協議会からの委託に基づき、必要な業務を行う。

（協定期間）

第3条 この協定期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに書面による解約等の申し出がない場合には有効期間をさらに1年間延長するものとする。

（事業経費）

第4条 協議会は、南知多町に対して業務委託に必要な経費を予算の範囲内において負担するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 協定期間内に協定内容を変更しようとする場合は、南知多町と協議会が別に協議して定める。

（疑義の処置）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて南知多町と協議会が別に協議して定める。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、南知多町及び協議会が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町

南知多町長 石黒和彦



愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会

会長 石黒和彦



令和5年度 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会収支決算書（案）

資料6

（単位：円）

【歳入】

科 目			予 算 現 額			収入済額	収入未済額	備 考
款	項	目	当初予算額	補正予算額	計			
1 国庫支出金	1 国庫支出金	1 国庫支出金	7,844,000	0	7,844,000	3,994,000	0	・地域公共交通確保維持改善事業 (地域内フィーダー系統)
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,000	0	1,000	284	0	繰越金284円
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1,000	0	1,000	3	0	利息3円
歳入合計			7,846,000	0	7,846,000	3,994,287	0	

【歳出】

（単位：円）

科 目			予 算 現 額				支出済額	不用額	備 考
款	項	目	当初予算額	補正予算額	流充用増減	計			
1 負担金	1 負担金	1 負担金	7,844,000	0	0	7,844,000	3,994,000	3,850,000	地域公共交通確保維持改善事業
2 予備費	1 予備費	1 予備費	2,000	0	0	2,000	0	2,000	
歳出合計			7,846,000	0	0	7,846,000	3,994,000	3,852,000	

歳入歳出差引額 287円
(次年度繰越)

令和5年度 南知多町 一般会計決算(見込み)

参考資料

【公共交通対策事業費関連】

【歳入】

(単位:円)

科 目			予 算 現 額			収入済額	収入見込額	合 計	備 考
			当初予算額	補正予算額	計				
16 財産収入	2 財産売払収入	2 物品売払収入	0	249,000	249,000	205,280	0	205,280	海っ子バス売却費
20 諸収入	4 雑入	24 地域公共交通確保維持改善事業費	16,324,000	0	16,324,000	9,332,000	0	9,332,000	国庫補助相当額 豊浜線 5,338,000円 西海岸線 3,994,000円
		28 海っ子バスICカード保証金	0	501,000	501,000	816,000	0	816,000	
		91 自治総合センターコミュニティ助成事業(地域づくり)	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000	中型バス購入
歳入合計			16,324,000	10,750,000	27,074,000	20,353,280	0	20,353,280	

【歳出】

(単位:円)

科 目			予 算 現 額				支 出			不用額	備 考
			当初予算額	補正予算額	流充用増減	計	済 額	見込額	合 計		
14 公共交通 対策事業費	7 報償費		20,000	0	90,000	110,000	90,000	0	90,000	20,000	
		海っ子バスイベント出展報償	20,000	0	0	20,000	0	0	0	20,000	
		地域公共交通活性化・再生協議会学識経験者謝礼	0	0	90,000	90,000	90,000	0	90,000	0	
	8 旅費		17,000	0	0	17,000		0	11,620	5,380	
		普通旅費	17,000	0	0	17,000	11,620	0	11,620	5,380	
	10 需用費		336,000	4,464,000	0	4,800,000	2,346,632	0	2,346,632	2,453,368	
		消耗品費	101,000	4,004,000	△ 179,000	3,926,000	1,473,284	0	1,473,284	2,452,716	
		印刷製本費	235,000	460,000	179,000	874,000	873,348	0	873,348	652	
	11 役務費		424,000	2,136,000	0	2,560,000	2,103,800	0	2,103,800	456,200	
		自動車登録点検手数料	0	113,000	0	113,000	44,580	0	44,580	68,420	
		自動車保険料	0	53,000	0	53,000	31,920	0	31,920	21,080	
		海っ子バス車内情報システム点検等手数料	0	1,640,000	0	1,640,000	1,524,600	0	1,524,600	115,400	
		海っ子バス簡易乗降カウンター保守点検等手数料	424,000	0	0	424,000	315,700	0	315,700	108,300	
		バス停留所移設料	0	330,000	0	330,000	187,000	0	187,000	143,000	
	12 委託料		103,063,000	▲ 8,308,000	▲ 20,918,000	73,837,000	73,695,108	0	73,695,108	141,892	
		海っ子バス運行委託料	101,116,000	▲ 8,308,000	▲ 20,828,000	71,980,000	71,979,108	0	71,979,108	892	
		地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託料	1,947,000	0	▲ 90,000	1,857,000	1,716,000	0	1,716,000	141,000	
	13 使用料及び賃借料		126,000	0	0	126,000	108,900	0	108,900	17,100	
		船舶借上料	22,000	0	0	22,000	16,500	0	16,500	5,500	
		知多乗合バス停留所使用料	104,000	0	0	104,000	92,400	0	92,400	11,600	
	17 備品購入費		31,778,000	0	▲ 1,444,000	30,334,000	30,333,050	0	30,333,050	950	
		海っ子バス車両購入	31,778,000	0	▲ 1,444,000	30,334,000	30,333,050	0	30,333,050	950	
18 負担金、補助及び交付金		9,947,000	1,874,000	7,801,000	19,622,000	18,995,240	0	18,995,240	626,760		
	運賃改定に伴う減収額補てん金	9,947,000	0	▲ 2,380,000	7,567,000	6,941,000	0	6,941,000	626,000		
	海っ子バス通学定期券購入補助金	0	1,394,000	8,084,000	9,478,000	9,477,840	0	9,477,840	160		
	小中学生海っ子バス運賃補助金	0	480,000	2,097,000	2,577,000	2,576,400	0	2,576,400	600		
22 償還金、利子及び割引料		0	64,000	0	64,000	10,000	0	10,000	54,000		
	海っ子バスICカード保証金返還金	0	64,000	0	64,000	10,000	0	10,000	54,000		
歳出合計			145,711,000	230,000	▲ 14,471,000	131,470,000	127,682,730	0	127,694,350	3,775,650	

※歳入歳出差引額 107,341,070円

監 査 報 告 書

令和6年5月23日、令和5年度南知多町地域公共交通活性化・再生協議会収支決算について監査した結果、いずれも適正に処理されているものと認めた。

令和 6年 5月23日

監 事 大 森 宏 隆

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

南知多町の公共交通は鉄道・海っ子バス・離島航路及びタクシーで構成され、町外からの玄関口である名鉄河和駅・内海駅と離島の玄関口である師崎港とをバスで結ぶ地域公共交通ネットワークを形成している。

令和 3 年 3 月には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律にもとづく「南知多町地域公共交通計画」を策定（令和 5 年 6 月に改訂）し、各種事業を実施している。

地域間幹線系統の「海っ子バス南知多・美浜環状線」は、名古屋方面への鉄道駅である名鉄内海駅・河和駅と、離島への連絡口である師崎港とを結び、南知多町及び美浜町間を連絡する幹線バス路線として機能している。

朝夕は通勤・通学路線として利用されており、昼間は両町内の商店やスーパーへの買い物、両町内の診療所や美浜町内の知多厚生病院等への通院路線として、車を運転できない高齢者等を中心に利用され、両町民の日常生活を守る重要な路線となっている。また、伊勢湾の海岸線沿いを運行することから、沿線には愛知県内でも有数の観光地が点在しており、風光明媚な観光スポット、歴史深い寺社、海産物等の産直施設、飲食店及び宿泊施設等の利用目的での観光利用も多い。

しかし、人口の減少率が県内でも高い両町では、通勤・通学及び買い物・通院等の生活交通での利用者数は減少傾向が続いており、観光目的での公共交通利用者を取り込むことにより、運行の継続を図っている。

両町民の移動を確保することは、買い物・通院等に支障のない日常生活を営むことができ、人口定着に繋がることになる。また、観光客の移動を確保することは、観光振興により交流人口の増加に繋がり、両町のまちづくりにも大きく寄与する。

海っ子バス南知多・美浜環状線は、両町の公共交通機関の中軸として鉄道・離島航路に接続し、町内の各地域を連絡する路線として維持する重要性が益々高まっているが、近年運行経費が増加傾向であることから、町の財政が逼迫する中で大きな負担となっている。

このため、海っ子バス南知多・美浜環状線については、地域公共交通確保維持改善事業により運行を維持することによって町民の移動及び町外からの観光客等の足を確保し、人口定着・観光振興につなげていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【目標】 () 内は、直近年度の実績

	海っ子バス 利用者数	海っ子バス 収入※	公的負担額		収支率※
			国からの支出	町の支出	
目標 (実績)	314,351人 (299,275人)	58,000千円 以上 (57,907千円)	●●千円以内 (千円)	102,360千円 以内 (73,132千円)	45% (44.2%)
備考	・目標は地域公共計画の設定値 ・実績はR4.10.1～R5.9.30	・目標は令和5年度を上回る設定値 ・実績は令和5年度の値	・目標は令和5年度以内の設定値 ・実績は令和5年度の値	・目標は地域公共計画の設定値 ・実績は令和5年度の値	・目標は令和5年度を上回る設定値 ・実績は令和5年度の値

(南知多町地域公共交通計画 P55～P59 参照)

※令和5年10月に海っ子バス再編を実施したため、地域公共交通計画の目標を修正

(2) 事業の効果

海っ子バス南知多・美浜環状線を維持することにより、通勤・通学利用及び高齢者等の買い物・通院といった日常生活に必要な移動が確保される。

本路線は、広域幹線系の鉄道及び海上交通を連絡する地域公共交通ネットワークを形成する。これにより、効率的な公共交通体系の実現と町民の日常生活交通を確保できる。

また、町内はもとより鉄道との連携により知多半島の観光振興にもつながり、地域の活性化の促進効果が期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(南知多町地域公共交通計画と整合)

目標1-1 交通結節点の利便性向上

1-1-① 交通結節点での乗継利便性の増進

【実施主体：名古屋鉄道(株)、名鉄海上観光船(株)、南知多町】

交通手段間のダイヤ調整、バリアフリーの促進、観光客等への案内の充実を図る。

河和駅では、美浜町と連携して同町運営の巡回ミニバスとの乗継利便性向上を図る。

目標1-2 新たな技術の活用等によりきめ細かなネットワークを構築

1-2-① ニーズに対応したバスネットワークの構築【実施主体：南知多町】

利用者ニーズに対応したバス停の新設、ルート変更等を行う。

1-2-② 海上交通の運航時間帯の拡大【実施主体：名鉄海上観光船(株)、南知多町】

利用促進や採算性等の検討を踏まえて実現化を目指す。

1-2-③ 目的に応じた運行形態の確保【実施主体：南知多町観光協会、日間賀島観光協会、社会福祉協議会、南知多町まちづくり協議会、各地区区長会、南知多町】

自家用有償運送等、地域と協働した移動手段の確保を進める。日間賀島自家用有償観光旅客等運送事業「ぐるりーバス」を継続運行する。

目標 2-1 利用しやすい仕組みの構築

2-1-① キャッシュレス決済等の導入【実施主体：南知多町】

IC カードやスマートフォンを利用したキャッシュレス決済の導入を検討し実用化を図る。

学期定期の PR、クーポン券付きの 1 日券の発行等、利用促進につながる施策を実施する。

2-1-② バス停の環境改善【実施主体：南知多町まちづくり協議会、各地区区長会、南知多町】

主要なバス停の上屋・ベンチ等を地域と協働して設置する。

目標 2-2 まちづくりとの連携強化

2-2-① 学校統廃合に対応した通学交通手段の確保【南知多町】

小中学校の統廃合に対応して児童・生徒の通学交通手段を確保するため、海っ子バスの活用、スクールバスの導入等について関係者と協議して実施可能な方法を検討し、その実現を図る。

2-2-② 観光客に向けた情報提供の推進【南知多町観光協会、南知多町】

公共交通のルート・時刻検索システム（Google 等で提供済み）の活用等、観光客が公共交通を利用しやすい情報を提供する。また、海っ子バス車内設置のモニターの有効活用を図る。

2-2-③ MaaS 等の導入（企画切符等）

【名古屋鉄道株、名鉄海上観光船株、南知多町観光協会、南知多町】

企画切符「ぐるっとチケット」については、バスと高速船の割引だけでなく、各種事業者との協力により買物割引等を追加し、利用促進を図る。また、予約、決済の一本化等、MaaS の仕組みの導入を検討する。

目標 3-1 持続可能な仕組みの構築

3-1-① 環境に配慮した車両導入【南知多町】

地球環境問題の深刻化に対応し、より環境負荷の小さい公共交通とするため、車両更新に合わせて、電動バス等の導入を推進する。

3-1-② 安全・安心な公共交通利用の推進（新型コロナ感染症対策の継続実施）

【名古屋鉄道株、名鉄海上観光船株、南知多町】

新型コロナ感染症対策として実施している乗務員の体温測定・マスク着用・手指消毒、車内消毒、車内の換気等の対策を継続することにより、安全・安心な公共交通であることを PR し、利用促進につなげます。

目標 3-2 地域で支える仕組みの継続

3-2-① タウンミーティングの継続実施【南知多町、住民】

MM（モビリティ・マネジメント）の一環としてタウンミーティングの開催内容に工夫をこらしながら継続して開催する。

3-2-② バス利用促進イベント等の継続実施

【南知多町まちづくり協議会、南知多町】

まちづくり協議会が主体となったバス乗車体験や海っ子バス町民感謝デー（バス無料デー）等、バス利用を主目的としたイベント等を継続して実施する。

3-2-③ 運転免許自主返納促進の継続実施【南知多町、住民】

高齢者運転免許証自主返納支援事業の PR 等により、運転免許自主返納を促進する。

3-2-④ 総合時刻表の作成【南知多町】

路線の変更や運行・運航ダイヤの変更等に合わせて、時刻表の改訂版を作成し、町民、町内の宿泊・飲食施設、駅等に配布する。

<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者</p>
<p>別添表 1 参照</p> <p>(1) 運行系統の概要 添付の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1 地域公共交通確保 維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」を参照。</p> <p>(2) 路線図・時刻表 別添の路線図・時刻表を参照。</p> <p>(3) 運行事業者及びその決定方法</p> <p>① 公募型プロポーザル方式により、レスクル株式会社美浜営業所を選択した。</p> <p>② 契約期間は 5 年（令和 5 年 10 月～令和 10 年 9 月まで）の長期継続契約。</p> <p>(4) 運行予定期間 地域公共交通計画の計画期間は令和 3 年 4 月～令和 7 年 9 月までの 4 年 6 か月間で あり、毎年事業評価・改善策等を検討し事業継続する。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>別添表 2 参照</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る海っ子バス南知多・美浜環状線 について、その運行に係る費用総額 131 百万円のうち、運送収入及び国庫補助金を運行 経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>差額分については、南知多町のみで負担する。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>① 毎年 6 月に、平日のバス利用 OD 調査を実施し、利用実態を把握するとともに、利用 者アンケート・ヒアリング調査により、運行サービスの評価、改善要望等を把握する。</p> <p>② バスに乗降カウンターを設置しており、これによってバス停ごとの乗降者数を把握す る。</p> <p>③ 町内の地域ごとに毎年タウンミーティングを開催し、町民の意見、要望等を把握する。</p>
<p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>別紙 1 の通り</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>

該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

開催年度、回数等	主 な 議 論
平成20年度 2回開催	○協議会の設立 ○地域公共交通総合連携計画策定申請
平成21年度 4回開催	○地域公共交通総合連携計画の策定
平成22年度 5回開催	○海っ子バスの運行準備 ○地域公共交通活性化・再生総合事業開始 ○タウンミーティングの実施 ○運行ダイヤ改正
平成23年度 3回開催	○地域公共交通活性化・再生総合事業の実施（バス及び離島航路） ○利用実態調査と効果把握 ○タウンミーティングの実施
平成24年度 2回開催	○生活交通ネットワーク計画の作成及び事後評価 ○利用実態調査と効果把握 ○タウンミーティングの実施
平成25年度 4回開催	○知多乗合株式会社との協議事項 ○生活交通ネットワーク計画の作成及び事後評価 ○利用実態調査と効果把握 ○タウンミーティングの実施
平成26年度 3回開催	○生活交通ネットワーク計画の作成及び事後評価 ○内海線の検討 ○地域公共交通網形成計画の骨子 ○タウンミーティングの実施
平成27年度 3回開催	○地域公共交通網形成計画の策定 ○生活交通確保維持改善計画の作成及び事後評価 ○海っ子バス西海岸線の系統追加（内海高校系統） ○タウンミーティングの実施
平成28年度 3回開催	○生活交通確保維持改善計画の作成及び事後評価 ○南知多町在住者の通学定期券の料金 ○海っ子バス西海岸線の路線見直し ○タウンミーティングの実施
平成29年度 3回開催	○生活交通確保維持改善計画の作成及び事後評価 ○海っ子バス西海岸線の路線見直し ○タウンミーティングの実施
平成30年度 3回開催	○生活交通確保維持改善計画の作成及び事後評価 ○バス運行経路及び時刻表の検討 ○バス停留所の新設 ○タウンミーティングの実施

令和元年度 4回開催 (書面決議含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活交通確保維持改善計画の作成及び事後評価 ○バス運行経路及び時刻表の変更 ○バス停留所の新設 ○タウンミーティングの実施
令和2年度 5回開催 (書面決議含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活交通確保維持改善計画の作成及び自己評価 ○南知多町地域公共交通計画の策定 ○海っ子バス停留所の新設、ダイヤの変更 ○タウンミーティングの実施
令和3年度 5回開催 (書面決議含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活交通確保維持改善計画の作成及び自己評価 ○海っ子バス停留所の新設、ダイヤの変更 ○電子チケットの導入 ○チョイソコみなみちた実証実験結果 ○海っ子バスの未来を考える会の実施
令和4年度 4回開催	<ul style="list-style-type: none"> ○生活交通確保維持改善計画の作成及び自己評価 ○海っ子バスの新路線(案)、新運賃(案)について ○海っ子バスの未来を考える会の実施
令和5年度 3回開催	<ul style="list-style-type: none"> ○生活交通確保維持改善計画の作成及び自己評価 ○南知多町地域公共交通計画の改訂 ○海っ子バスの新路線、新運賃の決定、実施 ○海っ子バスの未来を考える会の実施
19. 利用者等の意見の反映状況	
<p>法定協議会の構成員には、南知多町の住民または利用者代表として、社会福祉協議会代表、町内5地区の区長会代表、まちづくり協議会代表、観光協会代表、町議会議員が含まれているほか、協議会で利用実態調査(利用者アンケート調査、バス停間OD調査)の結果を議論するとともに、町民とのタウンミーティングの実施、町議会における地域公共交通対策特別委員会での議論など、住民、利用者の意見を反映したものである。</p>	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県知多郡南知多町豊浜貝ヶ坪18

(所 属) 南知多町総務部防災交通課

(氏 名) 内田、滝本

(電 話) 0569-65-0711

(e-mail) bosai@town.minamichita.lg.jp

「南知多町地域公共交通計画」の策定方針（案）

1 策定の目的

- ・令和5年6月及び令和6年3月に「南知多町地域公共交通計画 改訂版」を策定し、国から求められている「計画と補助との連動」などについて追加記述し、令和5年10月の海っ子バス再編を反映した。
- ・現計画の計画期間は令和7年9月までなので、今年度中に次期計画（案）を策定する。

2 地域公共交通を取り巻く最近の動向

（1）法改正

- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域交通法」という。）の一部改正が令和5年10月1日より施行され、地域の多様な関係者の「共創」による地域公共交通の「リ・デザイン」（再構築）の取組等が加速化された。

（2）ライドシェアの解禁

- ・名古屋市と近隣の17市町村で令和6年4月26日から始まっている。

（3）自家用有償旅客運送制度の改善

- ・国土交通省は、自家用有償旅客運送を使いやすくするための改善を実施した。交通空白地の目安の提示、運賃の目安をタクシー運賃の約8割に拡大、ダイナミックプライシング（受給に応じて運賃を変更）の導入、タクシーとの共同運営の仕組みの構築などを実施。

（4）地域公共交通計画の実質化に向けた検討会の開催（中間とりまとめの公表）

- ・国土交通省では、「モビリティ・データを活用した、無理なく、難しくなく、実のある地域公共交通計画」の実装に向けて、計画の構成、内容等が検討され、令和6年4月26日に中間とりまとめが公表された。

3 検討事項等

（1）公共交通の主な対象者

- ・高齢者、観光客、高校生等の若者のいわゆる3Kを主な対象とする。

（2）主な施策

①新たな移動手段確保の検討【ラストワンマイルの充実】（高齢者対応）

- ・海っ子バスのバス停まで遠い「公共交通空白地域」が点在（岩屋寺周辺、大井西側等）。
- ・チョイソコみなみちた実証実験（令和3年12月15日～令和4年1月16日）では、33日間で乗車人員320人（実質利用者46人）。利用の多かった区間（大井～南知多役場、師崎港～大井、豊浜港・魚ひろば～南知多町役場）は海っ子バス南知多・美浜環状線で対応済み。
- ・公共交通空白地などにおいて、移動手段確保のニーズがあるか検証する。
 - ニーズの有無の検証
 - 地域で取り組む方策（自家用有償旅客運送等）、町の支線制度等の検討

②南知多町 MaaS の構築（観光客対応）

- ・住民だけでなく観光客が気軽に公共交通を利用できるようにするため、MaaS の構築が必要。
 - 観光客のニーズ把握
 - エリア版 MaaS 等の取組の検討
(例：名鉄名古屋駅・金山駅～内海駅～師崎港～篠島・日間賀島の QR 乗車券の構築など)

③若者向けの利用促進策の検討（若者対応）

- ・運賃、定期券補助は実施済み。
- ・内海高校、大同大学と連携した取組などの利用促進策を検討。

(3) 海っ子バス南知多・美浜環状線の評価

【町民の評価】

- ・町民アンケート調査、海っ子バス利用者アンケート調査、タウンミーティングでの評価

【利用者数の評価】

- ・再編前後の利用者数について評価（令和6年9月末以降で評価を実施）

4 計画書の構成

- ・現行の計画書は 71 ページ、公共交通の現状や実態調査などの割合が大きい。
- ・読みやすい、わかりやすい計画書とするため、計画書は 20～30 ページ程度のシンプルなものとし、公共交通の現状などは別冊資料編とする。（地域公共交通計画の実質化に向けた検討会の中間とりまとめを参考に作成）

【南知多町地域公共交通計画の構成（案）】 ※項目、内容は変更する可能性があります

	項目	主な内容
計画本体	1 基本的な方針	○地域公共交通の現状診断 ○目指す姿（上位関連計画と連携）
	2 計画目標・KPI	○計画目標（5年程度）、KPI
	3 適材・適所の施策・事業	○事業概要・実施主体・スケジュール
	4 計画の達成状況の評価	○具体的な PDCA スケジュール
	5 計画の推進力	○機動的・横断的な実行体制 ○モビリティ・データの活用
別冊資料編	1 上位・関連計画の整理	総合計画等
	2 地域の概況と公共交通の現状	人口等の地域概況、公共交通のサービス状況と利用状況、その他の公共交通施策など
	3 実態調査	町民アンケート調査、海っ子バス利用者アンケート調査、タウンミーティングなど
	4 現行計画の評価	実施事業の評価、計画目標の達成状況
	5 数値目標の設定	数値目標の設定根拠
	6 モニタリング	モニタリングシート、データ収集方法

5 実態調査の実施（案）

（1）町民アンケート調査

参考資料8-2参照

調査対象	15歳以上の町民2,000人
調査方法	郵送配布・回収（WEB回答も可）

【質問項目】

検証項目	質問内容
1 外出の状況と困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・外出の目的、頻度、交通手段 ・困ることの有無、行先、理由 ・その場合の対応（家族の送迎、外出をやめる・・・） ・希望する利用手段
2 公共交通の利用状況と改善要望	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道（乗継、バリアフリー等） ・海っ子バス（ルート、ダイヤ、乗継等） ・高速船（ダイヤ、乗継、運賃等）
3 令和5年10月の海っ子バス再編の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・再編の認知度 ・認知している人の評価（ルート、ダイヤ）、理由 ・海っ子バス利用の有無の変化、理由
4 今後の公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・海っ子バスの運行と費用負担の意向 ・住民による移動手段確保の取組に対する協力度

【分析】

- ・属性による分析、利用の有無による分析など

（2）高齢者のニーズ把握（高齢者サロンでのアンケート調査）

参考資料8-3参照

調査対象	高齢者サロン参加者
調査方法	サロンでの配布、回収

【質問項目】

検証項目	質問内容
1 買物の交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄、海っ子バス、高速船、自働車など
2 移動に困っているかどうか、希望する移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ・困ることの有無、理由、行先、頻度 ・希望する移動手段、支払い可能金額
3 自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・海っ子バス、高速船に関する要望など

(3) 観光客のニーズ把握（WEBアンケート調査）

参考資料8-4参照

調査対象	南知多町に公共交通で観光（飲食・海水浴を含む）に来たことのある人（過去2年間を対象）
調査方法	WEBアンケート調査、回収100サンプル程度

【質問項目】

検証項目	質問内容
1 属性	・性別、年齢、居住地（都道府県）
2 観光で来たときについて	・行先、利用した交通機関、バスに乗らなかった理由
3 観光の今後	・来町意向、行先
4 企画切符の利用状況	・利用頻度
5 公共交通に希望するサービス	・企画切符、割引クーポン、スマホの決済などの利用意向 ・海っ子バスに希望するサービス（情報提供、運賃支払い方法など）

(4) 海っ子バス利用者のニーズ把握（海っ子バス利用者OD調査とアンケート調査）

調査対象	6月の平日2日間（6月20日（木）、21日（金））に実施予定
調査方法	調査員が海っ子バスに乗車してアンケート調査（過年度実績では利用者数の約50%の回収率）

【質問項目】

○町民と観光客の別に分析

観光客の回収数は、例年20~30人程度。

検証項目	質問内容
1 現行サービスに対する評価	・運行ルート、運行本数、運行時間帯、運賃、アプリによる定期券・1日券・回数券の購入、鉄道との接続、高速船との接続、総合評価
2 今後のサービス改善の方向性（運賃との関連）	・運行本数、運行時間帯
3 希望するサービス	・運賃の支払い方法（スマホ、ICカード、クレジットカード） ・鉄道・バス・高速船の運賃一括決済アプリ ・一日券で割引になる施設を増やす

南知多町地域公共交通計画策定スケジュール（案）

	令和6年度												令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
□議会特別委員会			○			○			○			○			○					
■地域公共交通活性化・再生協議会			●			●			●			●			●					
①海っ子バス利用者OD調査、アンケート調査の実施、整理、分析			●	集計分析											●	集計分析				
②タウンミーティングの実施				●						●						●				
③町民アンケート調査の実施、整理、分析	アンケート案作成			配布回収		集計分析														
④高齢者のニーズ把握（高齢者サロンでのアンケート）				実施																
⑤観光客のニーズ把握（WEBアンケート調査）																				
⑥地域公共交通計画の策定	策定方針作成				課題等の整理		計画(素案)の作成			計画(案)の作成			パブリックコメント	計画最終案の作成	協議・承認				計画期間開始	

関連するデータ整理等

輸送実績の算定																			
地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価の作成																			

南知多町の公共交通に関するアンケート

調査のお願い

日頃から町政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本町では、町民や観光客の移動手段を確保するため、「南知多町地域公共交通計画」に基づいて、名鉄、海っ子バス、名鉄海上観光船、タクシーなどの公共交通を連携させた公共交通網をつくっています。

昨年の10月には、海っ子バスのルート、ダイヤを変更しましたが、町民の皆さんから現状の公共交通についてご意見をいただき、町民の皆さんが使いやすい、より便利な公共交通にしていくため、アンケート調査を実施することにしました。

アンケートで頂いた意見は、使いやすい公共交通づくりのため有効に活用します。

調査は本町に在住の15歳以上の町民を対象に実施します。回答は無記名で、集計結果は統計的に処理し、個人が特定されることはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

令和6年●月 南知多町

【記入方法】

ご回答は●月●日（●）までに本調査票への記入

またはWebのいずれかの方法でお願いします。

- ⇒ 手書きでのご記入の場合は、本調査票にボールペンや濃い鉛筆でしっかりとご記入の上、同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください（切手は不要です）。
- ⇒ Webの場合は、右記2次元コードから専用のフォームでご回答をお願いいたします。

スマホでも回答
できます！



= 本調査に関するお問い合わせ =

南知多町 防災交通課

電話 0569-65-0711（代表） ファクス：0569-65-0694

E-mail bosai@town.minamichita.lg.jp

よろしく申し上げます



I 外出するときについて

設問1 普段、外出するときの主な目的は何ですか。

<1つに○>

1. 通勤 2. 通学 3. 買物 4. 通院 5. 公共施設の利用 6. 趣味・娯楽
7. その他 ()

設問2 上記の目的で外出するときの頻度はどれくらいですか。

<1つに○>

1. ほぼ毎日 2. 1週間に3~4日 3. 1週間に1~2日
4. 1か月に1日か2日程度 5. 何か月かに1日程度
6. その他 ()

設問3 上記の目的で外出するときの主な交通手段は何ですか。複数利用される場合は、複数に○をつけてください。

<○はいくつでも>

1. 名鉄(河和駅から) 2. 名鉄(内海駅から) 3. 海っ子バス
4. 高速船・フェリー 5. タクシー
6. 自分で車を運転 7. 家族などに車で送ってもらう
8. バイク 9. 自転車 10. 徒歩
11. その他 ()

設問4 上記の目的で外出するときに、交通手段がない、あるいは不便なために困ることがありますか。

<1つに○>

1. 困ることがよくある
2. 困ることがたまにある
3. 困ることはほとんどない
- } 次の付問①~⑤にお答えください
⇒ 設問5へ

「1. 困ることがよくある」「2. 困ることがたまにある」と回答した方にお聞きします。

付問① 「どこに行かれるときに困りますか。

<○はいくつでも>

1. 南知多町役場 2. 知多厚生病院 3. 南知多病院
4. 診療所(名称:)
5. スーパー(名称:)
6. 町外(半田市、名古屋市など)
7. その他(名称:)

付問② 困る理由を教えてください。

<〇はいくつでも>

1. 海っ子バスを利用したいがバス停まで遠い
2. 海っ子バスの運行時刻が合わない
3. 高速船を利用したいが乗り場まで遠い
4. 外出したいが交通手段がない
5. 車で送ってもらいたいときに時間があわない
6. 足腰が弱いので一人では外出できない
7. その他 ()

付問③ 困るときには、どのようにしていますか。

<〇はいくつでも>

1. 家族の人に車で送ってもらう
2. 近所の人に車で送ってもらう
3. タクシーを利用する
4. 徒歩または自転車を利用する
5. 外出するのを控える
6. その他 ()

付問④ どのような移動手段があったら利用したいと思いますか。

<1つに〇>

1. お金がかかっても良いからタクシーのように目的地まで行ける乗り物
2. 安い料金でバス停まで行ける乗り物
3. 安い料金で高速船の乗り場まで行ける乗り物
4. シニアカーのように、歩くことを補助してくれるもの
5. 特に必要ない
6. その他 ()

付問⑤ 上記の移動手段を利用するとした場合、1回でいくらまでなら支払うことができると
思いますか。

() 円までなら支払うことができる

【シニアカーのイメージ】



2 公共交通利用の現状と改善点について

設問5 以下の各公共交通について、利用頻度、改善してほしいことを教えてください。

区分	①利用頻度<1つに○>	②改善してほしいこと <○はいくつでも>
(1) 鉄道 (名鉄)	1. ほぼ毎日 2. 1週間に3～4日 3. 1週間に1～2日 4. 1ヶ月に1日か2日程度 5. 何か月かに1日程度 6. 乗らない	1. 海っ子バスとの乗継が不便 2. 待ち時間を過ごす場所がない 3. 自家用車を待機できる場所がない 4. エレベータ、エスカレータがない 5. 特に不満はない 6. わからない 7. その他 ()
(2) 海っ子 バス	1. ほぼ毎日 2. 1週間に3～4日 3. 1週間に1～2日 4. 1ヶ月に1日か2日程度 5. 何か月かに1日程度 6. 乗らない	1. 歩いていける距離にバス停がない 2. 目的地まで走っていない 3. 利用したい時刻にない 4. 名鉄への乗継が不便 5. 高速船への乗継が不便 6. 運賃が高い 7. 特に不満はない 8. わからない 9. その他 ()
(3) 高速船	1. ほぼ毎日 2. 1週間に3～4日 3. 1週間に1～2日 4. 1ヶ月に1日か2日程度 5. 何か月かに1日程度 6. 乗らない	1. もっと早い時刻に運航してほしい 2. もっと遅くまで運航してほしい 3. 海っ子バスとの乗継が不便 4. 運賃が高い 5. 特に不満はない 6. わからない 7. その他 ()

3 海っ子バスの再編について

設問6 海っ子バスは、知多バス師崎線の廃止に伴い、令和5年10月にルート、ダイヤ、運賃を変更しました。ご存じですか。

<1つに○>

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 海っ子バスを利用しているので知っている | } 次の付問①～③にお答えください |
| 2. 海っ子バスを利用していないが、知っている | |
| 3. 知らない ⇒ 設問7へ | |

「知っている」と回答した方にお聞きします。

付問① 海っ子バスのルート(環状線で右回り・左回りに変更)について、どのように思われますか。 <1つに○>

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 1. 便利になった | 2. 以前とかわらない | 3. 不便になった |
| 4. わからない | | |

その理由はなぜですか。

--

付問② 海っ子バスの運行ダイヤについて、どのように思われますか。 <1つに○>

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 1. 便利になった | 2. 以前とかわらない | 3. 不便になった |
| 4. わからない | | |

その理由はなぜですか。

--

付問③ 令和5年10月の海っ子バスルートの変更後に、海っ子バスの利用が変わりましたか。

<1つに○>

- | | | |
|----------------|-----------|----------|
| 1. 利用することが増えた | 2. 利用が減った | 3. 変わらない |
| 4. もともと利用していない | | |

その理由はなぜですか。

--

4 公共交通の今後について

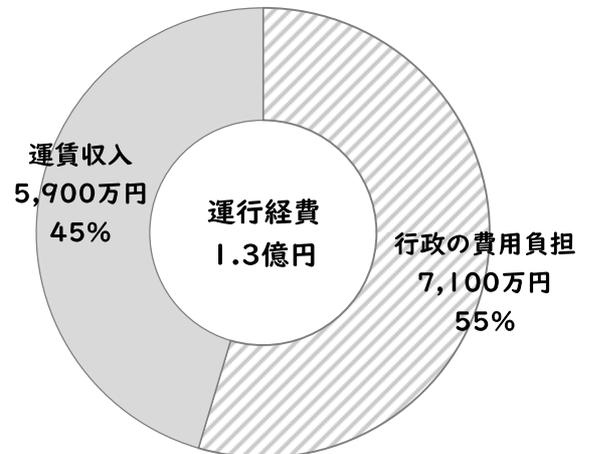
設問7 海っ子バスは運賃だけで賄えないため、行政が運行経費を負担しています。

右図のように、運行経費として年間約1億3千万円かかっており、運賃で約5千9百万円、行政の費用負担が約7千1百万円となっています。

行政の費用負担を町民一人当たりの負担額に換算すると、町民一人あたり年間約4,500円を負担していただいていることになります。

(令和6年3月末の町人口 15,772人)

【海っ子バスの運行経費と行政の費用負担額】
(令和5年度)



このような現状を踏まえ、今後、海っ子バスをどのように維持していく方がよいと思いますか。

<1つに○>

1. 行政の費用負担は現状のまま、海っ子バスの運行を維持する
2. 運賃を値上げして行政の費用負担を減らし、海っ子バスの運行を維持する
3. 限られた行政の予算の中で、他の施策にかける費用を減らし、海っ子バスにかける費用を増やして、海っ子バスのサービスを充実させる
4. 行政の費用負担を減らし、海っ子バスのサービスを縮小する
5. わからない
6. その他 ()

設問8 町民の移動を鉄道、バス、高速船などの公共交通だけで担うのは限界があります。

最近では、一般ドライバーが自家用車で乗客を有料で送迎する「ライドシェア」などの新たな取組が全国で行われつつあります。

このように住民が移動手段を確保する取組に対して、あなたはどのように思われますか。

<1つに○>

1. ボランティアのドライバーとして、地域の方の送迎に協力したい
2. 有料のドライバーとして、地域の方の送迎に協力したい
3. ドライバーはできないが、他の移動手段を確保する取組に協力したい
4. 移動手段を確保する取組みに協力したいが、仕事などがあって参加できない
5. 移動手段を確保する取組には協力できない
6. わからない
7. その他 ()

南知多町 移動に関するアンケート調査（サロン参加者）

移動手段を検討する際の参考にします。ご協力をお願いします。役場 防災交通課

住所	1. 内海	2. 山海	3. 豊浜	4. 豊丘	5. 大井	
	6. 片名	7. 師崎	8. 篠島	9. 日間賀島		
性別	1. 男性	2. 女性	年齢	1. 64歳以下	2. 65～74歳	3. 75歳以上

問1 普段の買物で外出するときの交通手段は？ <〇はいくつでも>	1. 名鉄 2. 海っ子バス 3. 高速船 4. タクシー 5. 自分で車を運転 6. 家族等の車に同乗 7. バイク 8. 徒歩、自転車 9. その他（ ）
問2 買物や通院で外出するとき、移動手段がないため困ることがありますか <ひとつに〇>	1. 困ることがよくある } ①～⑤及び問3へ 2. 困ることがたまにある } 3. 困ることはほとんどない ⇒問3へ
①困る理由は？	例：バス停まで遠く、歩いていけない
②どこに行くときに困りますか <〇はいくつでも>	1. 南知多町役場 2. 知多厚生病院 3. 南知多病院 4. 診療所（名称： ） 5. スーパー等（名称： ） 6. その他（ ）
③どれくらいの頻度で外出しますか <ひとつに〇>	①1週間に2回以上 ②1週間に1回程度 ③月に2～3回 ④月に1回程度 ⑤年に数回程度 ⑥年に1回程度
④どのような移動手段があったら利用したいですか <ひとつに〇>	1. タクシーなどで目的地まで 2. 車で最寄りバス停まで 3. シニアカーで最寄りバス停まで 4. 利用しない 5. その他（ ）
⑤その移動手段に、いくらまでなら支払えますか	（ ）円くらいまで
問3 自由記述 （海っ子バス、高速船に関する要望など何でも）	



※この情報は、個人を特定せずに集計して活用し、この目的以外には使用しません。

南知多町への観光客 WEB アンケート調査（案）

I 調査概要

(1) 調査目的

南知多町の MaaS 構築のため、観光目的で来訪する際に希望する公共交通サービスなどを調査する。

(2) 調査方法

インターネットによる WEB アンケート調査

(3) 調査対象・回収サンプル数

事前調査対象：全国

本調査対象：過去 2 年以内に南知多町に公共交通を利用して来訪したことのある方

本調査回収サンプル数：100 サンプル程度

(4) 調査時期

令和 6 年 7～8 月で概ね 1 か月程度

(5) 調査項目案

[来訪時のこと]

- ・ 来訪施設・場所
- ・ 利用した交通機関
- ・ バスに乗車しなかった理由

[今後の来訪意向]

- ・ 今後の来訪意向
- ・ 今後、行ってみたい施設・場所

[企画切符の可能性]

- ・ 企画切符の利用頻度
- ・ あったらよいもの
- ・ その他のサービスについて

以下の情報は、調査会社に登録されている内容を回答結果に紐づけ

- ・ 性別
- ・ 年齢
- ・ 登録時住所（都道府県）

事前調査票案

問1 過去2年以内に南知多町に公共交通で観光(飲食、海水浴等を含む)に行ったことはありますか。	1. ある 2. ない
---	----------------

本調査票案(事前調査で「ある」と回答した方のみ対象)

愛知県南知多町に観光(飲食、海水浴等を含む)に来た時のことについて伺います。何回も来られている方は、一番最近、来た時について教えてください。

問2 町内のどこに行きましたか。(あてはまるもの全てに○)	1. 内海海水浴場 2. 山海海水浴場 3. 南知多グリーンバレイ 4. ガラス工房グラスバレー 5. 花ひろば 6. まるは本館 7. まるは食堂旅館 8. 豊浜魚ひろば 9. 幡豆岬 10. 篠島 11. 日間賀島 12. その他
問3 町内にこられた際に、利用した交通機関を教えてください。(あてはまるもの全てに○)	1. 名鉄電車 2. 知多バス 3. 海っ子バス 4. タクシー 5. 高速船 6. 海上タクシー
問4 「2. 知多バス」、「3. 海っ子バス」を選ばなかった方にお聞きします。バスに乗らなかった理由を教えてください。(あてはまるもの全てに○)	1. 駅から目的地まで歩きだったから 2. 自家用車を利用したから 3. タクシーを利用したから 4. 駅からホテル、旅館の送迎バスを利用したから 5. バスがあることを知らなかったから 6. バスの運行本数が少なかったから 7. 鉄道とバスとの接続が良くなかったから 8. 高速船とバスとの接続が良くなかったから 9. バスの運賃が高かったから 10. 河和港から高速船を利用したから 11. その他

南知多町の観光(飲食、海水浴等を含む)について、今後のことをお聞きします。

問5 あなたは、南知多町を訪れてみたいと思いますか。(1つに○)	1. 日帰りで行ってみたい……………問6へ 2. 1泊して行ってみたい……………問6へ 3. あまり行ってみたいとは思わない……………問7へ
問6 行ってみたいと回答した方にお聞きします。行ってみたいと思う施設・場所はどこですか。(あてはまるもの全てに○)	1. 内海海水浴場 2. 山海海水浴場 3. 南知多グリーンバレイ 4. ガラス工房グラスバレー 5. 花ひろば 6. まるは本館 7. まるは食堂旅館 8. 豊浜魚ひろば 9. 幡豆岬 10. 篠島 11. 日間賀島 12. その他

普段の旅行のことについてお聞きします。

<p>問7 普段、旅行などをする際に、往復割引や店舗の割引などがあったお得な切符（企画切符）を利用されますか。（1つに○）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. よく利用する 2. たまに利用する 3. ほとんど利用しない 4. 利用しない
--	---

南知多町の公共交通サービスについてお聞きします。

問8 南知多町内を観光する際に、あったらいいなと思うものは何ですか。（それぞれどちらかに○）

①目的地までの切符がセットになっているチケット	思う	思わない
②目的地までの切符+観光施設の入場券がセットになっているチケット	思う	思わない
③お得なクーポン（割引や特典など）があるチケット	思う	思わない
④数日間、乗り放題になるチケット	思う	思わない
⑤スマホのアプリで予約から決裁までできる仕組み	思う	思わない
⑥人気の飲食店や施設の今の混雑状況がわかる仕組み	思う	思わない
⑦交通機関や道路の今の混雑状況が分かる仕組み	思う	思わない

<p>問9 海っ子バスに乗車する際に必要と思われるサービスはありますか？（あてはまるもの3つまで○）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 沿線の観光地の情報提供 2. グルメ情報の提供 3. 体験できる情報の提供 4. 日間賀島、篠島の観光情報 5. スマホによる運賃支払い（PayPay など） 6. 交通系 IC カードでの運賃支払い（manaca（マナカ）など） 7. クレジットカードでの運賃支払い（VISA、Master など） 8. 特にない
---	--

日間賀島ぐるりーバスについて

日間賀島には、年間30万人ほど観光客が訪れる愛知県最大の観光の島でありながら、離島ゆえ島内に交通事業者はなく、島外から参入する交通事業者もないことから、夏季の繁忙期に日間賀島を訪れる観光客におもてなしサービスとして、令和元年度から国家戦略特区を活用して自家用有償観光旅客等運送を運行開始し、令和3年度からは自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録申請を行い、令和5年度には3年間の更新申請が認定されました。よって、令和6年度についても、昨年同様に運行を実施予定です。

【自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）概要】

1. 運行主体

名称：一般社団法人 日間賀島観光協会

所在地：知多郡南知多町大字日間賀島字西浜48番地

代表者：鈴木 安博

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 運送の区域

日間賀島

4. 事務所の名称及び位置

名称：日間賀島観光協会事務局

位置：知多郡南知多町大字日間賀島字西浜48番地

5. 交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車

29人乗りマイクロバス 1両（日間賀島観光協会の保有）

6. 運送しようとする旅客の範囲

地域外からの来訪者及び地域（日間賀島地区）の住民等

7. 運送の区域ごとの対価の額

1乗車100円（小学生以上）

※障がい者及びその介護者は半額

8. 事業者協力型自家用有償旅客運送の実施の有無

なし

9. 登録有効期間

令和5年7月17日から令和8年7月16日まで

10. 過去実績

項目	令和4年度	令和5年度
運行主体	一般社団法人 日間賀島観光協会	一般社団法人 日間賀島観光協会
車両数	バス（29人乗り） 1台	バス（29人乗り） 1台
運行期間	令和4年7月23日から8月21日	令和5年7月22日から8月27日
走行キロ	1,914km	2,033km
運行回数	390回	442回
運行日数	30日間	34日間
運送収入	754千円	827千円
運送人数	7,671人	8,601人

令和6年度 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□議会特別委員会			○			○			○			○
■地域公共交通活性化・再生協議会			●			●			●			●
(1)海っ子バス運行状況の整理、分析												
①海っ子バスOD調査結果等の整理、分析			●	集計分析								
(2)地域公共交通の改善に向けた検討												
①PDCAサイクルの実施							中間評価資料作成			評価資料作		
②自己評価シートの作成							自己評価シート案の作成		自己評価シート案の修正等			
(3)タウンミーティングの開催					5回開催					●国に提出		
(4)時刻表の作成(6千部)						作成	配布					
(5)地域公共交通計画の改訂						計画案の検討		策定			協議・承認	

海っ子バス町民感謝デーについて

南知多町コミュニティバス『海っ子バス』は、南知多町地域公共交通計画において公共交通の将来像を「町民の日常生活を支え、来訪者に選ばれるシームレスで便利な公共交通を実現する」と設定してあります。しかし、OD調査等の結果から生活交通としての利用が低いことから、住民の方に乗ってもらえる機会をつくり、今後の利用促進を図るため、「海っ子バス町民感謝デー」を以下のとおり実施します。

1. 実施予定日

令和6年11月2日（土）

※南知多町産業まつり

2. 対象者

南知多町の住民

3. 実施内容

1日券（町民感謝デー用）を10月広報により折り込み配布する。

また、防災交通課においても希望者に配布するものとする。

4. 周知方法

ホームページ、広報等で周知

5. 費用負担

料金箱への着札において1日券と同じ清算をするものとし、費用の負担は全額南知多町の負担とする。

海っ子バスの未来を考える会（タウンミーティング）について

南知多町地域公共交通計画（案）の策定に向けて、海っ子バスを始めとした南知多町の公共交通について、町民から意見を伺い、計画策定に反映していきます。

1. 実施予定日

日時	場所	定員
7月 8日（月） 午後7時～	【師崎】師崎公民館3階 集会室	30名
7月10日（水） 午後7時～	【豊浜】南知多町役場3階 大会議室	50名
7月12日（金） 午後7時～	【内海】町公民館内海分館2階 集会室	30名
7月16日（火） 午後7時～	【篠島】篠島開発総合センター2階 集会室	30名
7月18日（木） 午後7時～	【日間賀島】日間賀島公民館3階 集会室	30名

2. 内容

- (1) 令和5年10月からの路線再編について
- (2) 今後の南知多町の公共交通について
- (3) その他

3. 周知方法

- (1) チラシ回覧（7月号広報）
- (2) バス車内広告
- (3) ホームページ掲載
- (4) その他

令和6年度 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会収支予算書

【歳入】

(単位:千円)

科 目			予 算 額	備 考
款	項	目		
1 国庫支出金	1 国庫支出金		1,313	※1
		1 国庫支出金	1,313	
2 繰越金	1 繰越金		1	
		1 繰越金	1	
3 諸収入	1 雑入		1	
		1 雑入	1	
4 負担金	1 負担金		6,534	南知多町より (地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託)
		1 負担金	6,534	
歳入合計			7,849	

【歳出】

科 目			予 算 額	備 考
款	項	目		
1 負担金	1 負担金		1,313	地域公共交通計画策定事業
		1 負担金	1,313	
2 予備費	1 予備費		2	
		1 予備費	2	
3 事業費	1 事業費		6,534	地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託
		1 事業費	6,534	
歳出合計			7,849	

※1 国庫補助金について

- 平成23年度まで(地域公共交通活性化・再生総合事業)
 - 国 ⇒ 法定協議会 ⇒ 事業実施者(町・名鉄海上観光船)
- 平成24年度から平成26年度まで(地域公共交通確保維持改善事業)
 - 国 ⇒ 運行事業者 ⇒ 事業実施者(町)
- 平成27年度から(地域公共交通確保維持改善事業)
 - ・豊浜線(地域間幹線系統)
 - 国 ⇒ 運行事業者 ⇒ 事業実施者(町)
 - ・西海岸線(地域内フィーダー系統)
 - 国 ⇒ 法定協議会 ⇒ 事業実施者(町)
- 令和6年度から(地域公共交通確保維持改善事業)
 - 国 ⇒ 運行事業者 ⇒ 事業実施者(町)
- ◎令和6年度補助金
 - ・南知多・美浜環状線(地域間幹線系統) 8,480,000円
 - ・地域公共交通計画策定事業 1,313,000円

令和6年度 南知多町 一般会計予算【抜粋】

【公共交通対策事業費関連】

歳入

款	項	目	節	細 節	金額(千円)	備 考
20 諸収入	4 雑入	3 雑入	1 総務費雑入		11,187	・地域公共交通確保維持改善事業 8,480千円 ・地域公共交通計画策定事業 2,625千円 ・海っ子バスICカード保証金 82千円
町財源負担					84,095	
計					95,282	

歳出

款	項	目	節	細 節	金額(千円)	備 考
2 総務費	1 総務管理費	14 公共交通 対策事業費	7 報償費		200	
				海っ子バスイベント出展報償	20	
				法定協学識経験者謝礼	180	
			8 旅費		17	
				普通旅費	17	
			10 需用費		470	
				消耗品費	133	
				印刷製本費	337	
			12 委託料		70,178	
				海っ子バス運行委託料	70,178	
			13 使用料及び 賃借料		22	
				船舶借上料	22	
			18 負担金、補助 及び交付金		24,204	
				地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務負担金	6,534	
海っ子バス通学定期券購入補助金	13,938					
小中学生海っ子バス運賃補助金	3,732					
			22 償還金、利子 及び割引料		191	
			海っ子バスICカード保証金返還金	191		
計					95,282	

令和5年度 事業報告（案）

1. コミュニティバス運行委託【予算額 92,808,000 円】

①期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

②実 績

単位：円

月	月額委託料	臨時便	車両修理代	計	運賃収入	支払額
4	10,358,000	13,200	0	10,371,200	4,087,716	6,283,484
5	10,358,000	59,400	0	10,417,400	2,921,344	7,496,056
6	10,358,000	33,000	0	10,391,000	2,446,521	7,944,479
7	10,358,000	112,200	0	10,470,200	3,063,362	7,406,838
8	10,358,000	92,400	0	10,450,400	3,656,920	6,793,480
9	10,362,000	6,600	0	10,368,600	3,577,924	6,790,676
10	11,261,500	46,200	0	11,307,700	14,238,889	▲2,931,189
11	11,261,500	72,600	0	11,334,100	4,615,547	6,718,553
12	11,261,500	52,800	0	11,314,300	5,318,456	5,995,844
1	11,261,500	52,800	685,520	11,999,820	4,647,749	7,352,071
2	11,261,500	72,600	0	11,334,100	4,732,957	6,601,143
3	11,261,500	19,800	0	11,281,300	5,753,627	5,527,673
計	129,721,000	633,600	685,520	131,040,120	59,061,012	71,979,108

※令和5年10月より路線再編、運賃見直し

③契約内容

- 1) 契約金額 令和5年4月～令和5年9月 月額 10,358,000 円（端数調整あり）
令和5年10月～令和6年3月 月額 11,261,500 円
臨時便 令和5年4月～令和6年3月 96回（6,600円/回）
- 2) 契約期間 令和4年10月1日～令和5年9月30日（1年間の随意契約）
令和5年10月1日～令和10年9月30日（長期継続契約）
- 3) 受託者 レスクル株式会社 美浜営業所
知多郡美浜町河和台1丁目25番地

2. 地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託【1,716,000 円】

①期 間 令和5年4月28日から令和6年3月31日まで

②内 容 (1) 海っ子バス運行状況の整理、分析

① 海っ子バスOD調査結果等の整理、分析

別途実施される海っ子バスOD調査、利用者アンケート調査、乗降力
ウントデータ等を活用して海っ子バスの利用状況を整理、分析。

② 地域公共交通確保維持改善事業資料の作成

上記結果をもとに利用者数等のデータを整理し、国に提出する地域公
共交通確保維持改善事業の申請に活用するための資料を作成。

(2) 時刻表の作成

海っ子バス時刻表を作成する。 6,000 部

3. タウンミーティング

①第1回 3回実施（役場、篠島、日間賀島）

決定した路線再編内容の説明

②第2回 5回実施（役場、内海、師崎、篠島、日間賀島）

新路線に対する意見聴取

4. 学生定期券補購入費助事業および小中学生運賃補助事業（R5.10～R6.3現在）

（1）利用状況

	登録者数 (人)	利用回数 (回)	利用者数 (人)	一人平均 (回)	補助額 (円)
学生定期	204	21,682	196	110.6	9,477,840
小学生	258	408	79	5.2	81,600
中学生	332	6,237	318	19.6	2,494,800
合計	794	28,327	593	47.8	12,054,240